**秘密保持契約書（双務型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、相互に開示・授受される秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**  
甲および乙は、○○に関する検討、評価、協議、試作、実証、取引その他これに付随する業務（以下「本目的」という。）の遂行に際し、相互に開示される秘密情報の取扱いを定めることを目的とする。

**第2条（定義）**  
1　本契約において「秘密情報」とは、以下の各号に該当する情報をいう。  
(1) 書面、図面、電磁的記録媒体その他の形式を問わず、秘密である旨が付されて開示された情報  
(2) 口頭その他非書面により開示され、秘密である旨が明示され、かつ開示後30日以内に書面により通知された情報  
(3) サンプル、試作品、装置、プログラムその他有体物として提供され、秘密である旨が付記されたもの  
(4) 本契約の締結事実、本契約の内容、本目的に係る協議・交渉・検討の事実および内容  
　  
2　ただし、次の各号に該当するものは秘密情報に含まれない。  
(1) 開示時に既に公知であった情報  
(2) 開示後に受領者の責めによらず公知となった情報  
(3) 受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務なく適法に入手した情報  
(4) 開示前から受領者が適法に保有していた情報  
(5) 受領者が秘密情報によらず独自に開発・取得した情報  
　  
3　本契約において「開示者」とは秘密情報を開示する当事者を、「受領者」とは秘密情報を受領する当事者をいう。

**第3条（秘密保持義務）**  
1　受領者は、秘密情報を本目的の範囲内でのみ使用し、開示者の事前の書面承諾なくして第三者へ開示又は漏洩してはならない。  
2　受領者は、本目的遂行上必要な範囲に限り、自社の役員・従業員等に開示することができる。この場合、当該者に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。  
3　受領者は、開示者の書面承諾を得た場合に限り、子会社・親会社その他関係会社へ開示できる。この場合も、前項と同様に秘密保持義務を課し、その履行について責任を負う。  
4　法令又は裁判所・官公庁の命令に基づき開示を求められた場合、受領者は開示に応じることができる。ただし、可能な限り速やかに開示者へ通知しなければならない。

**第4条（知的財産権の帰属）**  
1　秘密情報に関する一切の権利は開示者に帰属する。  
2　受領者は秘密情報の利用によって、知的財産権その他の権利を取得するものではない。  
3　本目的遂行中に生じた発明・著作物等の知的財産の帰属は、別途協議の上定める。

**第5条（秘密情報の管理）**  
受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって保持・管理し、漏洩、紛失、改ざん等を防止するため必要な措置を講じる。

**第6条（秘密情報の返還・廃棄）**  
開示者から請求があった場合又は本契約終了時、受領者は速やかに秘密情報およびその複製物を返還または消去・廃棄しなければならない。

**第7条（事故等の通知）**  
受領者は、秘密情報に関し漏洩、紛失、不正アクセス等の事故が発生した場合、直ちに開示者へ通知するとともに必要な措置を講じ、その結果を報告しなければならない。

**第8条（有効期間）**  
1　本契約の有効期間は、締結日から○年間とする。  
2　本契約終了後も、有効期間中に開示された秘密情報については、終了日から○年間、秘密保持義務が存続する。

**第9条（損害賠償）**  
甲または乙が本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、当該当事者は相手方に対して一切の損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

**第10条（差止め）**  
当事者は、相手方による本契約違反または違反のおそれに対し、差止請求及び仮処分を申し立てることができる。

**第11条（存続条項）**  
第3条から第10条までの規定は、本契約終了後も有効に存続する。

**第12条（協議・管轄）**  
1　本契約に定めのない事項、または本契約に関して疑義が生じた場合、甲乙協議の上誠実に解決を図る。  
2　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自が署名押印の上、各1通を保有する。

●●年●月●日  
　  
甲　●●株式会社  
住所：  
代表者：  
　  
乙　●●株式会社  
住所：  
代表者：